

平成27年3月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 塩見 昌弘

平成24年(ワ)第6690号 執行判決請求事件

口頭弁論終結日 平成27年1月29日

判

決

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

主

文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

原告と亡松村俊夫及び被告株式会社展転社との間の中華人民共和国江蘇省南京市玄武区人民法院（2003）玄民一初字第1049号事件につき、同人民法院が、平成18年（西暦2006年）8月23日に言い渡した判決のうち、「被告松村俊夫と被告展転社株式会社はそれぞれ本判決の効力発生日から30日以内に原告夏淑琴に精神損害につき慰謝料として人民元80万元を賠償せよ。被告松村俊夫と被告展転社株式会社は連帶して賠償責任を負わなければならない。」との部分につき、原告が被告らに対して強制執行をすることを許可する。

第2 事案の概要

本件は、原告が、亡松村俊夫（以下「亡松村」という。）及び被告株式会社展転社（以下「被告会社」という。）を被告とする中華人民共和国江蘇省南京市玄武区人民法院（2003）玄民一初字第1049号事件において、同人民法院が平成18年8月23日に言い渡した判決（甲1。以下「本件外国判決」という。）のうち、慰謝料80万人民元の賠償を命ずる部分について、亡松村の相続人である被告松村直子及び被告松村昭宏並びに被告会社に対し、民事執行法24条に基づき、執行判決を求める事案である。

1 前提となる事実（証拠を掲げたもののほかは当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

- ア 原告は、中華人民共和国国籍で同国に居住する女性である。
- イ 亡松村は、「『南京虐殺』への大疑問」と題する書籍（以下「本件書籍」という。）を執筆した。亡松村は本件訴訟係属中の平成25年9月28日に死亡し、相続人である被告松村直子及び被告松村昭宏が、訴訟手続を承継した。
- ウ 被告会社は、書籍の出版等を業とする株式会社であり、本件書籍を出版した。

(2) 本件外国判決の経緯

- ア 原告は、亡松村及び被告会社に対し、本件書籍において原告の名誉を毀損する記載がされているとして、中華人民共和国江蘇省南京市玄武区人民法院（以下「本件人民法院」という。）に対し、名誉毀損に基づく損害賠償等を求める訴訟（以下「本件外国訴訟」）を提起した（甲18。なお、訴え提起の時期については、後述のとおり争いがある。）。
- イ 本件外国訴訟の訴状及び召喚状等は、司法共助の手続によって平成16年4月20日に亡松村に、同月22日に被告会社にそれぞれ送達されたが（甲2。なお、送達の有効性については、後述のとおり争いがある。），亡松村及び被告会社は、本件外国訴訟の手続に出席しなかった。
- ウ 本件人民法院は、亡松村が、本件書籍において、原告が南京大虐殺の生存者であつて重要な歴史的証人であることを否定し、原告は歴史をねつ造した等と中傷したことによって、原告に精神的損害がもたらされたと判断し、①亡松村及び被告会社は、本件外国判決の効力発生日から30日以内に、原告に対し、連帶して80万元の賠償をすること、②亡松村及び被告会社は、本件書籍の出版を停止し、出版した本件書籍を回収又は廃棄すること、③亡松村及び被告会社は、本件外国判決の効力発生日から30日以内に、謝罪広告を掲載することを命ずる旨の判決（本件外国判決）をした

(甲1。本件訴訟は①について執行判決を求めるものである。)。

エ 本件外国判決は、平成19年5月26日に亡松村に、同月29日に被告会社にそれぞれ送達され、同年6月29日、確定した(甲2, 3)。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件人民法院は民訴法118条柱書所定の「外国裁判所」に当たるか(争点(1))

【原告の主張】

民訴法118条柱書所定の「外国裁判所」とは、判決国でその裁判権の行使として、私法上の法律関係につき裁判をする権限を有する国家機関を指すところ、中華人民共和国憲法(以下「中国憲法」という。)123条は、「人民法院は、国の裁判機関である。」と規定しており、人民法院は、その裁判権の行使として、私法上の法律関係につき裁判をする権限を有する国家機関であることが明らかである。

この点、被告らは、「外国裁判所」の該当性については我が国の裁判所との同質性を実質的に判断すべきである旨を主張するが、そのような判断を要求するすれば、日本の裁判所は各国の裁判制度の沿革等にまで踏み込んで実質的に判断せざるを得なくなり、渉外的生活の安定や司法資源の節減をもたらすものとして認められた外国判決承認制度の趣旨を没却することになる。

なお、被告らは、中華人民共和国では裁判官の独立が認められていない旨を主張するが、中華人民共和国人民法院組織法4条は「人民法院は、法律の規定に従い独立して裁判権を行使し、行政機関、社会団体及び個人の干渉を受けない。」と規定しており、裁判権の独立が保障されていることは明らかである。

したがって、本件人民法院は民訴法118条柱書所定の「外国裁判所」に当たる。

【被告らの主張】

日本国民は、憲法において独立した公平な裁判所ないし裁判官による裁判を受ける権利を有するから、民訴法118条柱書における「外国裁判所」とは、我が国と比肩する程度に裁判官の独立が認められている外国の裁判所をいうと解すべきであり、「外国裁判所」の該当性については我が国の裁判所との同質性を実質的に判断すべきである。

中華人民共和国において裁判所に当たる人民法院が事件を処理するに当たっての最終決定権は、事件を審理する裁判官ではなく、各人民法院ごとに設置される政治組織であり、人民代表大会常務委員会により任命される委員によって構成される裁判委員会が有しております、重要事件については、事前に中華人民共和国共産党の承認を得る必要がある。原告は、中華人民共和国人民法院組織法4条により、裁判権の独立が保障されている旨を主張するが、人民代表大会、共産党、上級法院等は事件の係属中といえども担当裁判官に対して干渉・指示・命令をすることが許されている。

よって、中華人民共和国において裁判官の独立が認められていないことは明らかであるから、本件人民法院は民訴法118条柱書所定の「外国裁判所」には当たらない。

(2) 本件外国訴訟につき本件人民法院に国際裁判管轄が認められるか(争点(2))

【原告の主張】

本件外国訴訟は、不法行為に関する訴えであるところ、その国際裁判管轄は「不法行為があった地」(平成23年改正前民訴法5条9号参照)に認められ、ここには、不法行為の行為地及び特段の事情のない限り結果発生地が含まれる。

原告は、中華人民共和国に在住しているから、本件書籍によって原告の名誉が毀損されるという結果は中華人民共和国において発生した。そして、亡松村及び被告会社は、南京大虐殺をテーマとして本件書籍を著述し出版する以上、本件書籍が日本国内でのみ発行されたとしても、中華人民共和国の新

聞に本件書籍に関する記事が掲載されること等により、その内容が中華人民共和国において紹介されることを認識し得たのであるから、原告が本件書籍によって精神的苦痛を受けることについて予見可能性があった。したがって、本件では結果の発生を予見することができなかつた特段の事情があるとはいえる、本件人民法院に国際裁判管轄が認められる。

【被告らの主張】

原告は、中華人民共和国において発行された新聞が本件書籍の内容に言及したことや、新華出版社が本件書籍を中華人民共和国で中国語に不法に翻訳し出版したもの（いわゆる海賊版）を読んだことにより精神的苦痛を被つたと主張するところ、新聞記事により原告の社会的評価が低下したとすれば、それは新聞記事によるものであり、また、本件書籍が不法に翻訳され、原告が精神的苦痛を被ることは亡松村及び被告会社にとって全く予見可能性がなかつたから、特段の事情があるといえ、結果発生地には国際裁判管轄が認められない。したがって、本件人民法院は本件外国訴訟について国際裁判管轄を有しない。

さらに、本件外国訴訟は、南京虐殺という重大な政治的事件に関する訴訟であり、結果が当初から明らかであるにもかかわらず、中華人民共和国国内での応訴を強いることは亡松村及び被告会社に対して一方的な負担を負わせることになる上、亡松村らの生命及び身体に危険が及ぶおそれがあるから、本件外国訴訟について中華人民共和国に国際裁判管轄を認めることは、当事者間の公平に欠け、条理に反するものである。

よって、本件外国訴訟について本件人民法院には国際裁判管轄が認められない。

(3) 本件外国訴訟において必要な呼出しがあったか（争点(3)）

【原告の主張】

本件外国訴訟の訴状及び呼出状の送達（民訴法118条2号）は、国際法

に基づく司法共助の手続に則って行われており、亡松村及び被告会社は、送達された文書の名称や訳文から、本件外国訴訟が提起されたことを覚知し得たのであるから、実効的な防御をなし得る機会を保障されていたことに疑いはない。被告らは、訳文の誤記や不明瞭な点を指摘するが、いずれも防御の機会を損ねるようなものではない。

また、原告は、本件外国訴訟の提起と同時に、中華人民共和国において、被告を東中野修道及び被告会社として同様の訴訟を提起したところ、被告会社は、それを受け、日本において名誉毀損に基づく損害賠償義務がないことを確認する債務不存在確認訴訟を提起しているから、被告会社は、本件外国訴訟が提起されたことも認識しており、防御の機会を与えられていたというべきである。

【被告らの主張】

必要な呼出しがあったというためには、被告が実際に訴訟の手続の開始を知り、実効的な防御をなし得る程度の適切な方法で送達がされたことが必要である。本件で訴状送達時に添付されていた訳文のうち、請求の趣旨部分には請求額が「80万元（8000000元）」とされるなど誤った記載や意味不明の記載がされ、請求の原因の部分には侵害行為や被害の内容が明確に示されておらず日本語として意味の通らない文章も多いことから、亡松村及び被告会社が実効的な防御をなし得る程度の適切な方法で送達がされていたとはいえない。

- (4) 本件外国判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反するか（争点(4)）

【原告の主張】

亡松村及び被告会社は、裁判に出席して防御する機会を与えられていたにもかかわらず、自ら裁判を欠席して防御の機会を放棄したのであり、また、本件外国判決に対しては不服申立ての可能性があったのであるから、本件外

国判決は、手続的公序に反しない。

原告は中華人民共和国及び日本国において南京事件の生き証人としてマスメディアにも多く登場し広く知られている人物であるし、本件書籍は、原告が南京事件の被害者ではないのに被害者であるとして虚偽の証言をしているという強い印象を与えるもので、研究成果に名を借りた誹謗中傷の書籍であって、亡松村及び被告会社の名誉毀損行為は悪質性が極めて高いから、日本円にして約1200万円の損害賠償が著しく高額であるとはいえない。なお、中華人民共和国では、懲罰的損害賠償を原則として認めておらず、本件外国判決も懲罰的損害賠償によるものではない。したがって、本件外国判決は日本の実体的公序に反しない。

【被告らの主張】

中華人民共和国においては、裁判官の独立が認められておらず、仮に亡松村及び被告会社に防御の機会や不服申立ての機会が与えられたとしても、結局、公正な裁判を受けることはできないから、本件外国判決の訴訟手続は我が国の手続的公序に反する。

また、本件外国判決は、亡松村及び被告会社に対し、日本円にして約1200万円の損害賠償を支払うよう命ずる内容であるところ、これは中華人民共和国における約30年分の収入に当たる額であり、本件書籍が亡松村の研究成果を発表したものであって亡松村及び被告会社の行為に悪質性はなく、我が国においてのみ発行され中華人民共和国においては発行されていないことを踏まえると、このような著しく高額の損害賠償の支払を命ずることは、アメリカ法における懲罰的損害賠償と同様、我が国の実体的公序に反する。

(5) 日本と中華人民共和国との間に相互の保証があるか（争点(5)）

【原告の主張】

最高裁昭和58年6月7日第三小法廷判決・民集37巻5号611頁（以下「昭和58年判例」という。）及び最高裁平成10年4月28日第三小法

廷判決・民集52巻3号853頁（以下「平成10年判例」という。）は、民訴法118条4号所定の「相互の保証があること」とは、当該判決等をした外国裁判所の属する国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決等が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件の下に効力を有するものとされていることをいうとしている。したがって、相互の保証の有無は、同種類の判決に関する当該国の承認要件が我が国の民訴法118条と重要な点で異なるか否かによって判断されるべきであって、その判断に当たっては、外国判決の承認要件に関する規定の文言が実質的に同一であれば足り、その運用の同一性までは要求されないから、当該外国において、我が国の判決が執行される可能性があるか否かは問題とならない。

中華人民共和国において、外国判決の承認要件は公序と相互の保証のみであり、我が国の承認要件よりも緩やかであるから、中華人民共和国と我が国との間には相互の保証がある。中華人民共和国において同国と日本との間には相互の互恵関係が形成されていないとされているのは、中華人民共和国の承認要件よりも我が国の要件の方が厳格であることから、相互の保証（互恵関係）がないと判断したものと考えられ、これを理由に中華人民共和国の判決を承認しないことは民訴法118条4号や最高裁判例の趣旨に反することになる。

大阪高等裁判所平成15年4月9日判決（平成14年第2481号事件。判時1841号111頁、判タ1141号270頁。以下「大阪高裁平成15年判決」という。）は、中華人民共和国との間で相互の保証がないとしたが、その内容は不適切であるし、経済取引に関する事案に対する判断にすぎないから、本件外国判決のような名誉毀損事件には射程が及ばない。

【被告らの主張】

相互の保証の有無は、外国判決の承認要件に関する規定の文言を形式的に比較するのではなく、当該外国における運用状況を踏まえ実際に日本の判決

が執行される可能性があるかによって判断すべきであり、このように解することが、民訴法118条4号の趣旨である国家対等の原則に沿うものである。

中華人民共和国最高人民法院の「回答」によれば、中華人民共和国と日本との間には相互の互恵関係が確立されていないから、人民法院は、日本の裁判所の判決を承認、執行しないとされている。したがって、中華人民共和国が同国において我が国の判決を承認、執行する余地はないから、日本と中華人民共和国との間には相互の保証がない。

また、本件外国判決について承認、執行を認めた場合、中華人民共和国において、日本国民に対して多数の訴訟が提起され、日本国民が不当に財産を奪われる事態になりかねないから、本件外国判決について承認、執行を可能とするような法解釈をとるべきではない。

中華人民共和国では、財産法上の外国判決の種類ごとに承認要件を細分化していないから、大阪高裁平成15年判決の射程は、財産法上の判決一般について及ぶと解すべきであり、本件にも射程が及ぶ。

(6) 本件外国判決は執行力を失っているか（争点(6)）

【被告らの主張】

平成19年改正前の中華人民共和国民事訴訟法219条によれば、執行申立期間は1年、同改正後同法215条によれば、執行申立期間は2年とされている。本件外国判決は、平成19年6月29日に確定したところ、本件の訴訟提起は平成24年3月8日であるから、中華人民共和国における執行申立期間が経過しており、同国において執行力が失われている。

なお、原告が本件訴訟を提起することに何ら支障はなく、執行申立期間を経過したことにつき、正当な理由があるとはいえない。

【原告の主張】

外国判決の基準時以後に生じた請求権の変更、消滅に関する事由については、請求異議の訴えを提起して主張すべきであり、本件訴訟において主張す

ることは許されない。また、執行申立期間は、中華人民共和国において執行する際に問題となる事柄にすぎず、本件訴訟で問題とすべき事項ではない。

仮に本件訴訟においてこれを主張することができるとしても、正当な理由があれば、執行期間経過後も執行をすることが可能であるところ、本件において、原告は、亡松村及び被告会社が中華人民共和国国内に資産を有しているか否かを調査し、同国内において執行を試みていたが、亡松村及び被告会社は同国内に資産を有しておらず、執行することができなかつたため、やむなく本件訴訟を提起したものである。したがって、本件では正当な理由があるから、執行期間の経過後であっても、執行することが可能である。

(7) 本件外国判決について訴訟時効期間が経過しているか（争点(7)）

【被告らの主張】

中華人民共和国民法によれば、訴訟時効の期間は2年とされているところ、中華人民共和国の新聞社が本件書籍の内容を報道したのは平成12年であるが、本件外国訴訟が提起されたのは平成18年であるから、訴訟時効の期間が経過している。

また、本件外国判決は平成19年6月29日に確定したところ、原告が本件訴訟を提起したのは平成24年3月8日であるから、時効が完成している。

【原告の主張】

民事執行法24条2項によれば、執行判決は裁判の当否を審査しないでしなければならないとされているから、本件訴訟において、訴訟時効期間の経過の有無という点について審査することはできない。

仮に本件訴訟においてこれを審査することができるとしても、原告は、平成12年11月27日、本件外国判決に係る訴訟を提起したから、本件外国判決に係る訴訟の訴訟時効は中断しており、本件において訴訟時効の問題は発生していない。

また、中華人民共和国においては、判決言渡し後は、執行申立期間のみが

問題となり、訴訟時効は問題とならない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提となる事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 中華人民共和国は、社会主義制度を採用しており（中国憲法1条），国家権力を掌握する主体である人民が国家権力を行使する機関として、全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会が置かれ（同2条、57条、95条），全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会は、全て民主的選挙によって選出され、人民に対して責任を負い、人民の監督を受けるものとされている（同3条）。国の行政機関、裁判機関及び検察機関は、いずれも人民代表大会によって選出され、人民代表大会に対して責任を負い、その監督を受けるとともに、中央及び地方の国家機関の職権の区分については、中央の統一的な指導（なお、「指導」は中国語の「領導」であり、「統率的指導」と和訳されることがあり、指導される立場にあるものは指導する立場にあるものの決定に服従しなければならないという趣旨があるとされる（乙1の2）。）の下で地方の自主性、積極性を十分に發揮させるという原則に従うものとされている（同3条）。（甲7（枝番を含む。以下、枝番があるものにつき同じ。））
- (2) 中華人民共和国人民法院は、国の裁判機関であり（中国憲法123条、中華人民共和国人民法院組織法（以下「組織法」という。）1条），最高人民法院、各地方に三階層の人民法院（高級人民法院、中級人民法院及び基層人民法院）及び専門人民法院により構成される（中国憲法124条、組織法2条）。

人民法院は、法律の規定により、独立して裁判権を行使し、行政機関、社会団体及び個人による干渉を受けないとされる一方で（中国憲法126条、組織法4条），最高人民法院は、最高の裁判機関として、地方各級人民法院

及び専門人民法院の裁判活動を監督し、上級人民法院は下級人民法院の裁判活動を監督するものとされ（中国憲法127条、組織法16条），また、最高人民法院は、全国人民代表大会及びその常務委員会に対して責任を負い、地方各級人民法院は、同級人民代表大会及びその常務委員会に対して責任を負い、かつその活動を報告するものとされている（中国憲法128条、組織法16条）。（甲7、12）

(3) 各級人民法院には裁判委員会が設置されており、同委員会は、裁判の経験を総括し、重大事件又は難事件及びその他の裁判活動に関わる問題を検討するものとされ（組織法10条），最高人民法院が2002年に公布した「人民法院の合議廷業務に関する最高人民法院の若干の規定」によれば、裁判官で構成される合議廷は、難解、複雑、重大又は新類型の事件等について、裁判委員会による討論・決定に付す旨の決定をするよう院長に具申しなければならないのみならず、裁判委員会の決定を執行しなければならないとされている（甲12、乙1の4、11、12）。

(4) 最高人民法院は、裁判の過程において法律、法令をいかに具体的に運用すべきかという問題について、解釈を行うものとされ（組織法32条），司法解釈及び通達類の制定及び発布並びに裁判例の編集、選定及び交付等によって下級人民法院の裁判業務を監督及び指導しており、事件を審理する下級人民法院に対し、判決の内容につき指導することができる（甲12、乙11、14）。

最高人民法院が行う司法解釈には、重要な立法に対する一般的な解釈を示すもののほか、下級人民法院に係属する個別事件の審理における法的問題について、当該下級人民法院からの質問に対する回答という形で示されるものがあり、当該下級人民法院は、当該回答に従って当該事件を処理することとなることに加え、当該回答の内容は最高人民法院によって公表された場合には、各下級人民法院が類似の事案を処理する際には、それに従って判断する

こととなる（乙5，11，14）。

(5) 中華人民共和国において、人民法院は、承認、執行を申し立て又は請求する外国裁判所が下した法的効力の生じた判決、裁定について、中華人民共和国の締結若しくは参加する国際条約により、又は互恵の原則に従って審査した後、中華人民共和国の法律の基本原則若しくは国家主権、安全、社会公共の利益に反していない場合には、その効力を承認する旨を裁定し、執行が必要な場合には、執行命令を発するが、中華人民共和国の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に反する場合には、承認、執行を行わないこととされている（中華人民共和国民事訴訟法（平成25年1月1日改正後のもの）282条。なお、平成3年4月9日制定施行の民事訴訟法268条、平成20年4月1日施行の改正民事訴訟法266条も同旨である。）（甲5，23）。

そして、外国裁判所の所在国と中華人民共和国とが国際条約を締結していない、若しくは共同でそれに参加しておらず、又は互恵関係にない場合には、当事者は人民法院に提訴することができ、管轄権を有する人民法院により判決に基づいて、執行することとされている（中華人民共和国最高人民法院審判委員会「『民事訴訟法』の適用に関する若干問題についての意見」318条）（甲6）。

(6) 中華人民共和国と日本との間には、相互に裁判所の判決や決定の承認及び執行を許可することを内容とする国際条約は締結されていない（弁論の全趣旨）。

(7) 最高人民法院は、平成16年3月1日、「人民法院における外国法院離婚判決の承認申請事件の受理問題に関する規定」と題する司法解釈を公布し、同解釈によれば、外国裁判所による離婚判決の承認に関しては、当該外国との間に互恵関係があることが要件とはされていない（甲22、乙10）。

(8)ア　日本人である訴外五味晃（以下「五味」という。）が、日本の日中物産

有限会社に対してした貸付けについて、同会社及びその代表者である訴外宇佐邦夫（以下「宇佐」という。）を被告として、横浜地方裁判所小田原支部に対して貸金返還請求訴訟を提起したところ、同裁判所は、被告らが原告に対して1億4000万円を支払うことを命ずる内容の判決をした。五味は、熊本地方裁判所玉名支部に対し、前記判決に基づき、日中合弁企業大連発日海産食品有限公司を第三債務者として、宇佐が同有限公司に対して有する投資金485万人民元を差押債権とする差押命令及び転付命令を申し立てたところ、同裁判所は五味の申立てを認める決定をし、上記判決、差押命令及び転付命令はハーグ送達条約に基づき同有限公司に送達された。前記有限公司は、履行を拒絶したため、五味は、遼寧大連市中級人民法院に対し、前記判決、差押命令及び転付命令の承認及び執行を申し立てた（以下「本件五味申立て」という。）。（甲21、乙5）

イ 中華人民共和国最高人民法院は、平成6年6月26日、遼寧省高級人民法院に対し、「1994」民外字第72号伺いに対する回答（1994.6.26最高人民法院關於我国人民法院應否承認和執行日本國法院具有債權債務內容裁判的復函。以下「本件回答」という。）をした。本件回答の内容は以下のとおりである（なお、甲20によれば、本件回答がされたのは平成7年（1995年）であるとされているが、本件回答の性質は下級裁判所がすべき裁判の内容につき指導するものであり、遼寧大連市中級人民法院は、下記のとおり、本件回答を受けて、平成6年に決定をしたことからして、本件回答がされたのは平成6年（1994年）であると解するのが相当である。）。（甲20、乙5）

「日本人五味晃は、大連市中級人民法院に対し日本・横浜地方裁判所小田原支部が下した判決及び熊本地方裁判所玉名支部が下した債權差押並びに転付命令について承認・執行の許可を求めた。

我が国の人人民法院が上記各裁判を承認・執行の許可ができるか否かの

問題を検討した結果、次のとおり考える。

我が国と日本とは相互に裁判所の判決や決定の承認・執行を許可する二国間条約の締結をせず、又は国際条約にも加盟しておらず、また相互の互恵関係も存在しない。したがって民事訴訟法第268条により、我が国の人民法院は日本の裁判所の裁判の承認・執行の許可をしない。

よって、日本人五味晃の本件申請を却下するとの貴院の処理意見に同意する。なお却下決定の理由については、上述の趣旨にもとづいて慎重に考慮して記載されたい。」

ウ 遼寧大連市中級人民法院は、平成6年11月5日、本件回答を受けて、本件五味申立てに対し、申立てに至る経緯を認定した上で、以下のように判示した（甲21、乙5）。

「中華人民共和国民事訴訟法268条は次のとおり規定している。『人民法院は、その承認と執行が申し立てられ、又は請求される外国裁判所が下した法的効力の生じた判決、裁定について、中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約により、又は互恵の原則に従って審査した後、中華人民共和国の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に違反していない場合には、その効力を承認する旨を裁定し、執行が必要であると認める場合には、執行命令を発し、本法の関係規定によって執行する。中華人民共和国の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に違反する場合には、承認と執行を行わない。』わが国と日本国との間には、裁判所の判決、裁定を相互に承認し、及び執行する旨の国際条約は締結されておらず、又は参加しておらず、相応する互恵の関係も確立していない。

以上により、当該法院は、1994年11月5日に次のとおり最終裁定を下した。申立人五味晃の請求を却下する。事件受理費200人民元は、五味晃が負担する。」

エ 本件回答は、中華人民共和国において公表されており、遼寧大連市中級人民法院の上記判断は、最高人民法院広報に掲載されている（甲20、乙5、11）。

(9) 平成26年1月に我が国で発行された文献において、中華人民共和国では、これまで互恵関係が存在することに基づいて外国判決を承認、執行した事例は一件もないとされている（乙14）。

(10) 当裁判所は、平成26年7月30日の進行協議期日において、原告に対し、
①中華人民共和国において、互恵の原則に基づいて外国判決の承認、執行を行った例の有無につき調査すること、②平成6年（1994年）以降の中華人民共和国における日本の判決の承認、執行についての取扱いに関する資料等につき調査し、主張立証を補充することをそれぞれ求めたが、原告は、本件口頭弁論終結時において、①のような例は、調査の結果、見当たらなかつた、②につき、特段の資料等はない旨陳述した（頗著な事実）。

2 爭点(5)（日本と中華人民共和国との間に相互の保証があるか）について

(1) 民訴法118条4号所定の「相互の保証があること」とは、当該判決等をした外国裁判所の属する国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決等が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件の下に効力を有するものとされていることをいうと解される（昭和58年判例、平成10年判例参照）。「相互の保証」の要件は、対等な主権国家間において一方的に一方が他方の判決の効力を認めるということが妥当でないという国家対等の原則に基づき要求されるものであるから、その判断に当たっては、承認、執行が求められている外国判決をした当該外国における承認、執行に関する法令の文言を単に参考するのみならず、判例や有権的解釈その他の裁判官が依拠することが想定される規律ないし基準を考慮し、当該外国における同種類の判決等の承認、執行の条件に関する実際の運用が民訴法118条各号所定の条件と実質的に異なるかを検討すべきものであり、当該外国においてお

よそ一般的に我が国の裁判所がした同種類の判決の承認、執行が認められないとされている場合には、当該外国との間には相互の保証がないものと解すべきである。

この点について、原告は、相互の保証があるというためには、外国判決の承認要件に関する規定の文言が実質的に同一であれば足り、その運用の同一性までは要求されないから、当該外国において、我が国の判決が執行される可能性があるか否かは問題とならない旨を主張する。しかしながら、当該外国において外国判決の承認要件につき法令の規定の文言に書かれざる要件があることもまれではないものと考えられ、そのような場合に、実際の運用における承認要件が我が国におけるそれと重要な点で異なっているにもかかわらず、規定の文言が実質的に異なることの一事をもって相互の保証があるとするのは、国家対等の原則にもとるものといわざるを得ない。したがつて、原告の上記主張は採用することができない。

(2) 前記認定事実によれば、中華人民共和国においては、離婚判決を除き、外国裁判所による判決を承認、執行するためには、当該外国との間で締結等する国際条約又は互恵関係が存在することを要するものとされ、国際条約又は互恵関係がない場合には、改めて人民法院に提訴し、同院の判決に基づいて執行するものとされている。そして、日本と中華人民共和国との間には相互の判決の承認及び執行に関する国際条約は存在しないから、中華人民共和国において、日本の裁判所がした判決が効力を有するためには、日本と中華人民共和国との間に互恵関係が存在することが必要となる。

(3) そこで、中華人民共和国において、日本との間に互恵関係が存在するとされているかについてみると、前記認定事実によれば、中華人民共和国では、これまで互恵関係が存在することに基づいて外国判決を承認、執行した事例は一件もないとされており、最高人民法院は、日本の判決等との関係でも、横浜地方裁判所小田原支部の判決及び熊本地方裁判所玉名支部の差押命令等

の承認、執行の申立て（本件五味申立て）について、本件回答において、特に留保や限定を付することなく、日本と中華人民共和国との間には互恵関係が存在しないとの見解を示しており、この本件回答は公表されていて、中華人民共和国の各人民法院が参考し得る状況にあり、その後、最高人民法院が本件回答を変更等したとは認められない。また、遼寧大連市中級人民法院は、本件五味申立てに対し、日本と中華人民共和国との間には互恵関係は確立していないとして申立てを却下したが、この判断が、最高人民法院広報に掲載されていることは前示のとおりである。

そして、前記認定のとおり、中華人民共和国における司法制度及び最高人民法院による司法解釈の効力等にかんがみれば、中華人民共和国の各人民法院は、その裁判業務において最高人民法院の監督及び指導を受け、最高人民法院による司法解釈の内容に従って個別事案を判断しており、現に、遼寧大連市中級人民法院は、本件回答を受けて、日本と中華人民共和国との間には互恵の関係が確立していない旨を判示して、本件五味申立てを却下しており、本件回答のような個別事件の処理についての質問に対する回答も、その内容が最高人民法院によって公表された場合には、各下級人民法院は類似の事案を処理する際にはそれに従って判断するものとされていることが認められる。したがって、今後も、中華人民共和国の各人民法院では、日本との間には互恵関係が存在しないとの最高人民法院の本件回答に従って、同種の事案が判断されるものと想定される。

そうすると、本件回答では、特に留保や限定が付されることなく、日本と中華人民共和国との間の互恵関係の存在が否定され、貸金請求を認容した判決及び貸金債権に基づく差押命令等の承認、執行が認められていないことからして、現時点では、中華人民共和国において、我が国の裁判所がした本件外国判決と同種類の財産法上の事件に係る判決については、互恵関係が否定され、これに効力を付与する旨の判断がされる余地はないものと認められる。

(4) なお、原告は、中華人民共和国において同国と日本との間には相互の互恵関係が形成されていないとされているのは、中華人民共和国の承認要件よりも我が国の要件の方が厳格であることから、相互の保証（互恵関係）がないと判断したものと考えられる旨を主張するが、本件回答には、そのような理由が付されているわけではなく、かえって、中華人民共和国では、これまで互恵関係が存在することに基づいて外国判決を承認、執行した事例は一件もないことは前示のとおりであるから、原告が主張するような理由で互恵関係がないとしたものとは認められない。

(5) 以上によれば、中華人民共和国の人民法院は、現時点において、財産法上の事件について日本と中華人民共和国との間に互恵関係があるとは認めておらず、中華人民共和国において、日本の裁判所がした同種類の判決が承認及び執行される余地はない。よって、日本と中華人民共和国との間には、相互の保証があるとは認められない。

3 結論

以上によれば、本件外国判決は、民訴法118条4号の要件を満たさないから、効力を有しない。よって、原告の請求は、その余の争点につき判断するまでもなく理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官 岡崎克彦

裁判官 有田 浩規

裁判官 藤野真歩子

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

別紙

当事者目録

中華人民共和国江蘇省南京市百水家園 19-1-301

原	告	夏	淑	琴
同訴訟代理人弁護士		渡	辺	春
同		米	倉	己
同		渡	邊	勉
同		山	森	彰
同		近	藤	良
同		船	島	俊
同		原	田	悟
同		大	滝	一
同訴訟復代理人弁護士		小	野	之
同		南	寺	広
				伸
				幸
				孝
				男

神奈川県鎌倉市台五丁目 12 番 10-407 号

亡松村俊夫訴訟承継人

被	告	松	村	直	子
---	---	---	---	---	---

神奈川県海老名市柏ヶ谷 701 番地の 1 かしわ台クラルテ 1028

亡松村俊夫訴訟承継人

被	告	松	村	昭	宏
---	---	---	---	---	---

東京都文京区本郷一丁目 28 番 36 号鳳明ビル 301 号

被	告	株	式	会	社	展	転	社
同代表者代表取締役		藤	本	隆		之		
上記 3 名訴訟代理人弁護士		高	池	勝		彦		
同		青	山	定		聖		
同		荒	木	田		修		

同	尾	崎	幸	廣
同	小	澤	俊	夫
同	勝	俣	幸	洋
同	牧	野	芳	樹
同	田	中	平	八
同	田	中	禎	人
同	田	辺	善	彥
同	中	島	繁	樹
同	馬	場	正	裕
同	浜	田	義	夫
同	藤	野	藤	昭
同	松	本	直	一
同	三	ツ	角	正
同	森			一
同	山	口	統	視

被告株式会社展転社訴訟代理人兼

被告松村直子及び被告松村昭宏訴訟復代理人弁護士

辻 美 紀

以上

これは正本である。

平成 27 年 3 月 20 日

東京地方裁判所民事第 25 部

裁判所書記官 塩見昌弘

